



東大阪市公衆衛生協力会 会報

事務局 〒578-0941 東大阪市岩田町四丁目3番22-500号(希来里5階)

TEL 072-960-3804 Fax 072-960-3807 Email: koushueisei@koushueisei.com



平松新会長挨拶

この度、理事会及び総会にて会長に選出されました平松でございます。どうぞよろしくお願い致します。



東大阪市公衆衛生協力会会員皆様方におかれましては、各方面でご活躍のこととお喜び申し上げますとともに、東大阪市公衆衛生協力会の活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、未だ収まらないコロナ禍でご苦勞もさぞかしのこととお見舞い申し上げます。

さて、本会は先人のご尽力で、多方面にわたりご活躍の公衆衛生にかかわる業種、団体の皆様にご賛同、ご参集いただいております。言い換えますと、まさに東大阪の公衆衛生事業を進める上で欠くことのできない皆様にお集まりいただいているということになります。今後とも、東大阪市の公衆衛生向上にお役に立てるべくご多忙の中とは存じますが引き続きご協力賜りますよう改めてお願い申し上げます。

私及び新役員は皆様ご協力の下、東大阪市における公衆衛生の向上および健康で明るい生活環境の推進という本会の目的に沿って皆様が築かれた実績を踏襲し事業を遂行して参ります。

最後ではございますが会員皆様のご健康ご活躍を祈念しご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長 平松 久典

令和4年度理事会・年次総会 開催

令和4年度東大阪市公衆衛生協力会理事会および年次総会が、7月25日きびしい暑さの中、多数の理事者・代議員の出席のもと希来里5階の市民プラザ多目的ホールで開催されました。理事会では、一部役員交代と、今年度の会費について従来どおり組織割のみ徴収することなど各諸案件が原案のとおり決定されました。

この開会のあいさつがありました。次に、野田市長、木村市議会議長及び田中健康部長が来賓としてお越しただけました。また、野田市長から挨拶を頂戴し、続いて木村市議会議長からも挨拶を頂戴しました。その後の議案審議では令和3年度事業報告と決算報告および令和4年度事業予定案と予算案が満場一致で決定されました。一部役員交代に伴う新役員体制は下の表のとおりです。

東大阪市公衆衛生協力会令和4年度定期総会

議決の結果(ご報告)

令和4年度定期総会は、新型コロナウイルスの緊急避難的な措置として過去2年間は書面で開催させていただいたところですが、今回3年ぶりに対面での開催をさせていただきました。議決につきましては、代議員78人の内、出席者27人、委任状提出者41人であり、そのうち各議案の賛否につきましては下記のとおり報告させていただきます。

記

- ◆ 第1号議案(令和3年度事業報告)
- ◆ 第2号議案(令和3年度収支決算)
- ◆ 監査報告
- ◆ 報告案件(役員改選承認の件)
- ◆ 報告案件(会費規則運用承認の件)
- ◆ 第3号議案(令和4年度事業計画)
- ◆ 第4号議案(令和4年度収支予算)

すべての議案及び報告案件について承認ならびに賛成いただきました。

定期総会の開催にご理解とご協力をいただきありがとうございました。こちらから感謝申し上げます。

健康フェスタ2022

11月5日(土)・6日(日)『HANAZONO EXPO』にて開催

令和4年度 東大阪市公衆衛生協力会 役員体制 (敬称略)

会長 平松 久典 (布施医師会会長)

会計監査 (2名)

五島 淳 (枚岡医師会会長)
佐堀 彰彦 (河内医師会会長)

顧問 (2名以内)

永田 輝義 (第二代会長)

副会長 (5名以内)

木村 芳雄 (食品衛生協会中支部相談役)
奥田 宗義 (西歯科医師会会長)
加茂 寛 (保健所西協会の常任相談役)
川口 秀子 (河内薬剤師会会長)
黒川 慶一 (獣医師会会長)

総務部会

部会長 横山 隆 <総務総括>

(総務担当)	横山 隆 (布施医師会副会長) 武田 憲光 (東大阪鍼灸マッサージ師会会長)
(会計担当)	河野 学 (西歯科医師会副会長) 中澄 行雄 (保健所西協会の副会長)
(広報担当)	中川 佳己 (枚岡医師会副会長) 尾崎 仁 (河内医師会副会長)
(研修担当)	古谷 哲 (食品衛生協会東支部会長) 長谷阪 利雄 (府理容生活衛生同業組合東大阪中支部長)

事業部会

部会長 橋本 孝 <事業総括>

(健康づくり担当)	橋本 孝 (東歯科医師会会長) 菊本 浩司 (府柔道整復師会東大阪支部長) 橋川 隆生 (府鍼灸師会東大阪地域長) 中西 伸子 (府助産師会中河内地区東大阪班班長)
(衛生担当)	宮本 直之 (食品衛生協会中支部会長) 渡辺 佳嗣 (府飲食生活衛生同業組合東大阪支部長) 岡田 行弘 (府クリーニング生活衛生同業組合枚岡支部長) 中西 市藏 (府理容生活衛生同業組合枚岡支部長) 中川 喜代志 (東大阪市食肉連合会会長) 高松 宗憲 (府理容生活衛生同業組合布施支部長)
(薬事献血担当)	野口 壮一 (枚岡薬剤師会会長) 粕谷 徳雅 (東大阪市布施薬剤師会会長)

会員 (22団体 2,062名)

令和4年7月25日現在

所有者のいない猫(野良猫)の不妊手術費用を助成します

東大阪市では猫による被害の軽減と不幸な命を増やさないため、所有者のいない猫(野良猫)の不妊手術費用の一部を助成しています。▲助成額:不妊手術費用(オス6,000円、メス9,000円を上限)▲助成する匹数:予算額(300万円)に達するまで(申込先着順)※申請者1人につき3匹まで(自治会の場合は1自治会につき15匹まで)。

申請要件

- ▽市内に生息する野良猫
- ▽市内在住・在勤(いずれか)の方または自治会で、令和4年4月1日以降に市内の動物病院で野良猫に不妊手術を受けさせ、その費用を負担している。
- ▽不妊手術をしたことがわかるように耳先カットを施し、実施した獣医師の証明がある。必要書類
- ▽申請書(獣医師の記載があるもの)、手術費用が証明できる領収書の原本、住所・氏名が確認できる公的機関の証明書、市内在勤の方は勤務先が市内であることがわかる在勤証明書、振込を希望する金融機関の口座番号(申請者本人名義に限る)。
- ※代理人が申請する場合は、申請者本人および代理人の住所・氏名が確認できる公的機関の証明書の原本が必要。
- 自治会の場合はお問い合わせください。申請書と必要書類は令和4年5月2日(月)〜令和5年3月31日(金)に保健所食品衛生課又は動物指導センターの窓口で受付(予算に達した時点で終了)。

※申請書は市ウェブサイトでダウンロード可。動物指導センター(水走3)、保健所食品衛生課、市内の動物病院でも配布。

【耳先カットは不妊手術の印】

耳先カットは、不妊手術済みであることがわかるようにするための印です。耳先をカットすることで不妊手術済みの猫が再度手術されることを防ぐことができます。手術時の麻酔が効いているときに、耳先をカットしているの、痛みも少なく生活にもほとんど影響はありません。

第二弾クラウドファンディングを実施しています

この助成金事業には、毎年大変多くのご申請をいただいています。1匹でも多くの野良猫の不妊手術に助成できるよう、第一弾プロジェクトに引き続き、9月1日から第二弾クラウドファンディングを実施しています。

人も猫も幸せに暮らせるまちづくりを目指して、本プロジェクトへのご支援をお願いします。



▶動物指導センター
電話072-963-6211
FAX072-963-1644

▶保健所食品衛生課
電話072-960-3803
FAX072-960-3807

東大阪税務署からのお知らせ

★「インボイス制度説明会」を随時開催中!★

①10/13(木)、②11/24(木)、③12/12(月)の13:30~14:30、
東大阪税務署で開催

※ お問い合わせは、東大阪税務署法人課税第1部門まで
(TEL06-6724-0001(内線611))

消費税 事業者の方へ 令和5年10月 インボイス制度が始まります!

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、令和5年3月31日までに
登録申請が必要です!

- インボイスを発行するためには、**インボイス発行事業者の登録申請が必要です**。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、**お早目のご準備をおすすめします**。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます!
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます!電子データで受け取れば紛失のリスクがありません!



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁(法人番号7000012050002) (令和4年8月)

「インボイス」とは

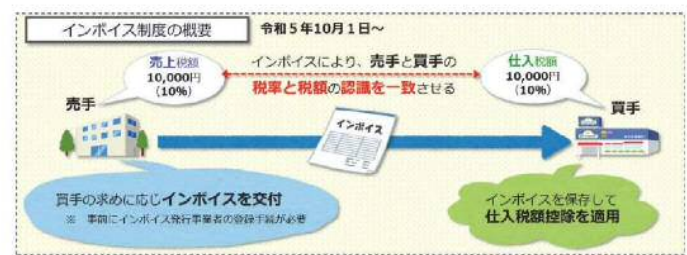
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。
「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。



制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。



インボイス制度の疑問にお答えします!



軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120-205-553(無料) ※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

9:00~17:00(土日祝除く) 国税庁(法人番号7000012050002) (令和4年8月)

公衆衛生活動報告コーナー(令和4年5月以降)

詳細はホームページをご覧ください

- ◆ 「薬物乱用防止啓発(エコバシの配布)」
- ◆ 「薬物乱用防止運動に取り組んでいます」
- ◆ 「毎月19日は食育の日」